

●平成30年度 監査テーマ 産業の活性化と人々の交流・賑わいの創出に関する財務事務の執行について

○ 包括外部監査の意見に対する改善について

1. 総合政策部

(2)施策評価全般について

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
1	企画課は、施策評価にあたって各部各課に適切に指導・モニタリングを行うべき [48ページ]	施策評価について、事業の有効性を測る指標として設定された重要業績評価指標が、そもそも成果指標として適切でないものが発見された。また、PDCAサイクルの運用上、関連指標についてさらなる活用余地があるものが認められた。当該施策評価をとりまとめる総合政策部は適切に指標が設定され、活用されるようにガイドラインを策定することが必要である。	企画課	個々の事業については、目指すべき方向がそれぞれ異なり、一律に指標を設定することは困難であることから、ガイドラインの策定は考えていないが、より適切な指標の設定に向け、担当課と個別調整を行うなどの取組みを進めていきたいと考えている。
2		施策評価について、実行計画管理シートの作成や施策評価が形式的に行われることがないよう、各部各課への指導とモニタリングをより適切に行うべきである。		形式的な実行計画管理シート作成を防ぐため、各課より提出のあったシートは企画課にてチェックし、事前に担当課と調整した上で、施策評価員から意見をいただいている。
3	施策評価員の評価結果の活用について [48ページ]	施策評価について、例年施策評価員から施策評価に対する意見や提案を受けている。複数年にわたって同じ意見・提案を受けている事業については、単年度で改善できなかった理由を各課と共有した上で翌年度に引き継ぎ、複数年にわたって同じ意見や提案を受けている理由を各課と継続して共有することが必要である。その上で、前年度以前の評価結果を各課に振り返ってもらい翌年度以降に活用できるような仕組みを検討し、改善に向けた取り組みを着実に進める必要がある。	企画課	令和元年度 枚方市施策評価員ヒアリング時の意見及び調整事項を取りまとめ、各課に情報提供し、各実行計画管理シートに反映したり、事業実施の参考にしたりするなど、改善に向けた取り組みにつなげることとした。

(3)補助金の見直しについて

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
4	補助金の終期設定の根拠について [51ページ]	平成18 年の包括外部監査において補助金の執行に対する意見として「補助金に期限を付することについて、市全体として設ける仕組みを補助金交付規則で規定すべき」とされている。この措置として、「補助制度に対して期限を付することについての規定を統一的に規則に置く必要が生じた時期に、枚方市補助金等交付規則の改正を行う」とされているものの、「統一的に規則に置く必要が生じた時期」について必要が生じる場合とは何かが検討されずに、「枚方市補助金に係る補助制度の定期的な見直しに関する要綱」のみが制定されている状態は措置の主旨に反している。	行革推進課	各補助金の見直し期日(サンセット期日)については、「補助金の見直しに関する方針」に基づき設定をしており、当該方針の対象は予算費目上の「補助金」としている。 一方で、「枚方市補助金等交付規則」の対象としては、「補助金」に留まらずより広い範囲を適用範囲としており、それぞれの対象に差異があるため規則改正を行わず「枚方市補助金に係る補助制度の定期的な見直しに関する要綱」を制定したものである。

(4)市内大学連携・交流事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
5	重要業績評価指標の設定と測定について [54ページ]	市内大学連携・交流事業について、市及び市関連団体と市内大学の連携事業として32事業が記載されているが、これらの事業の多くはひらかた魅力推進課の事業ではなく、枚方市の他の担当課の事業である。本来、重要業績評価指標は、当該事業を所管する担当課の努力により変動するもの、つまり、当該担当課がコントロール可能な指標とする必要がある。このため、他の担当課の事業における参加人数を目標指標としていることは適切ではない。	ひらかた魅力推進課	市内大学連携・交流事業については、市全体で取り組む事業であり、当該事業を所管する担当課との協議等を通して当課で一定のコントロールを行っていることから、他の担当課の事業における参加人数を目標指標としているものである。
6	市内大学連携・交流の産学連携も含めた推進について [55ページ]	市内大学連携・交流事業について、大学と行政が行っている連携に産業を加えることで、市民大学やまちづくりへの参加等の現在行っている事業の中でも実施できる事業の幅が広がる余地がある。担当課は、これまでの枠組みを超えて産学官の連携を図る取り組みを推進していくべきである。	ひらかた魅力推進課	学園都市ひらかた推進協議会に加えて、新たな産学公連携を進める基盤として、市内4大学と北大阪商工会議所・資生堂と産学公連携プラットフォームを既に立ち上げている。

2. 財務部

(2)ふるさと納税について

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
7	市内居住者への返礼品の送付について [61ページ]	ふるさと寄附金推進事業について、市内居住者への返礼品の送付は他の地方自治体でも取りやめが多くなっている状況から、枚方市においても市内居住者に対する返礼品の送付について、見直しを検討する必要がある。	ひらかた魅力推進課	令和元年6月1日から適用される地方税法の改正に伴い、市内居住者への返礼品の提供が禁止されるため、市内居住者に対する返礼品の送付は行わないこととした。
8	「(株)トラストバンク」「ヤフー(株)」「(株)さとふる」との随意契約について [63ページ]	ふるさと寄附金推進事業について、プロポーザルの実施や競争入札の実施の可能性について議論され、大手のポータルサイトとの比較も実施された結果、現時点では掲載自治体数、委託料及び使用料並びに個人情報の観点から現状随意契約を行っている3社に優位性があり随意契約を継続するという結論が得られている。 しかし、随意契約であるとしても、経済性の確保が必要であり、每期委託料等の引下げの交渉をすべきである。	ひらかた魅力推進課	委託料等の引き下げ交渉については毎年度実施しており、今後も引き続き実施していくものである。
9	ふるさと納税の使途結果の告知について [64ページ]	ふるさと寄附金推進事業について、現状はふるさと寄附金の使途結果の告知について十分ではなく、ホームページ上その使途結果を告知するなど寄附金を充当する事業の成果について適切に公表を行うべきである。	ひらかた魅力推進課	令和元年11月に「ふるさと寄附」の使途についてパンフレットを作成し、窓口配布や寄附金受領証に同封して寄附者へ発送した。 また、令和2年度から、各課が個別で作成しているホームページ上で、「ふるさと寄附」の使途を適切に公表している。

3. 産業文化部

(2)各事業に横断的に関わる事項

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
10	ホームページ、産業施策ガイドの更新について [90ページ]	平成30年9月30日現在、枚方市ホームページ内には平成29年5月25日更新の「枚方市産業施策の概要」が掲載されているが、その内容は平成29年度の情報となっているため、枚方市新産業創出支援事業補助金、エコ工場化促進奨励金等の既に廃止されている補助制度が掲載されている。また、商店街等活性化促進事業補助金のように一部内容の変更があったものについても、以前の古い内容での掲載となっている。 ホームページは、市民に対する周知の場であり、また補助事業に関心を持っている市民が誤った認識で補助申請を行ってくることを防ぐ観点からも、施策ガイドを適時に更新又は最低限当年度からの補助制度の変更点をホームページに掲載する等の情報提供を行うべきである。	商工振興課	課内の事務分担において担当を明確化し、「枚方市産業施策の概要」を作成し、作成した施策ガイドは課内で供覧したうえで、ホームページへ掲載することとした。
11		ホームページの更新作業については、現状は作業が属人化されており、ホームページで更新すべき内容や更新時期を内部でチェックする仕組みづくりができていなかったものと考えられる。産業文化部において、ホームページの更新の運用方法についてマニュアルやチェックリスト等を策定し、漏れなく適時に更新されるような方策を検討する必要がある。	産業文化政策課 商工振興課 ひらかた賑わい課 農業振興課 文化振興課 生涯学習課	産業文化部内において、ホームページのモニタリング等を行う情報発信ワーキンググループを設置し、ホームページの情報についてチェックを行っていく体制を構築した。

(3)地域産業基盤強化事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
12	審議結果の非公表について [93ページ]	地域産業基盤強化事業について、現状は地域産業基盤強化奨励金の支給対象である事業者について公表されていない。しかしながら、自治体としての説明責任を果たすという観点から、ホームページ等での事業者が決定した旨の公表についても、今後枚方市地域産業基盤強化奨励金交付要綱の改正を行い、選定された事業者の公表を検討していく必要がある。	商工振興課	地域産業基盤強化奨励事業の選定にあたっては、企業情報や事業戦略等が多く含まれており、また、競合他社との関係を勘案すると、企業名のみであっても公開することで事業活動に影響を与える可能性があることから、枚方市情報公開条例第5条「公開をしないことができる情報」の第1項第3号に定めるものに該当し非公表とする。
13	平成26年度、平成27年度の拡充(補助対象物件)の結果の検証について [94ページ]	地域産業基盤強化事業について、枚方市地域産業基盤強化奨励金の予算額が、ほぼ横ばいであるのに対して、交付実績については減少傾向にある。ここ数年間に補助対象となる固定資産税の対象物件を拡充しているものの、補助対象事業の拡充に対して交付実績は減少しており、対象物件を拡充したことによる効果があったかは不明である。製造業者の新規立地・設備投資には多額の資金を要し、景気動向に左右されるという面はあるものの、拡充すべき対象、枚方市地域産業基盤強化奨励金の必要性に関して現状をふまえた検討が必要である。	商工振興課	検討を行った結果、企業の新規立地の促進や市外転出を防止し、企業の経営基盤の強化や雇用創出・確保には、本制度が必要であることを再確認した。地域産業基盤強化事業は補助対象地域を指定しているが令和元年度中に新たに補助対象地域を指定し補助対象事業の拡充に努めた。
14	関連指標の数値の算定誤りについて [95ページ]	地域産業基盤強化事業に関する重要業績評価指標に関して、行政評価は、市民に事業実施状況の進捗報告を行うための重要なツールであるため、指標の数値については、明確な定義づけが必要であり、毎年の事業評価の機会に改めて数値の誤りがないかを確認することが必要である。	商工振興課	数値の根拠となる資料を添付し、書類を管理することで、指標の明確化を行い、数値の誤りを防ぐこととした。
15	関連指標の重要施策との不整合について [95ページ]	地域産業基盤強化事業の成果測定を行うための関連する指標として、市内の全民営事業所数を採用しているが、これには製造業以外の事業者も含まれている。補助金の交付に対する効果測定であることを考えると、指標として適切でない。事業評価の関連指標としては、高槻市や尼崎市が採用している市内製造業の製造品出荷額のように製造業に限定された指標の方が有効である。	商工振興課	新たな実行計画の策定(令和2年度)にあたり、効果測定を行うための指標を、「市内全民営事業所数」から、「地域産業基盤強化奨励金交付から3年後、引き続き市内で操業する製造業の事業者の割合」に変更した。

(4)中小企業経営安定化支援事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
16	枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金の実績について [104ページ]	中小企業経営安定化支援事業について、枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金は、平成29 年度の予算額360 万円に対して執行状況が5件の41 万円であり、ここ近年は予算を大幅に下回っている。事業を実施するための予算を確保しているにもかかわらず、予算を大幅に下回っている現状では事業の目的を十分に果たしているとはいえず、補助に対するニーズがあるかどうか不透明である。 同様の補助事業を行っている他市の状況を調査してより有効なPR 方法や周知の方法について検討するとともに、市内事業者のニーズの把握に努め、ニーズがないようであれば予算の縮小について検討する必要がある。	商工振興課	PRの方法や周知の方法については、他市調査を行い、検討した結果、現状のままホームページによるPRを行うこととした。 予算作成において毎年同額とし予算計上していた。 本事業は地域経済活性化基金を財源としており平成31年度予算においては、近年の実績を基に、10件100万円の予算を計上した。翌年度以降の予算の積算にあたっては、景気の動向などを加味したうえで内容を精査することとした。
17	申請書類の不備について [104ページ]	中小企業経営安定化支援事業の枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金について、「枚方市小企業事業資金融資信用保証料補給金申請書の受領」というチェックリストは作成されていたが、枚方市小企業事業資金信用保証料補給金の交付決定についての決裁で滞納無証明書が添付されているもの、枚方市小企業事業資金融資の申し込み時に提出のあった滞納無証明書の写しが添付されているものがあるなど、担当者で決裁の添付書類の統一がなされていなかった。担当者が異なっても等しく同じ水準、同じ効率で事務の遂行ができるよう決裁の添付資料の統一を図るとともに、チェックリスト等を改訂すべきである。	商工振興課	補助金申請時のチェックリストの見直しを行い、添付資料の統一化を図った。

18	大阪府開業資金融資信用保証料補給金の事業の有効性について [107ページ]	中小企業経営安定化支援事業の大阪府開業資金融資信用保証料補給金について、平成29年度の予算額20万円に対して執行状況が0件であり、近年においても執行件数が1～2件に留まっている状況である。事業を実施するための予算を確保しているにもかかわらず、予算を下回っている現状では事業の目的を十分に果たしているとはいえず、補助に対するニーズがあるかどうかが不透明である。予算も少額であり、有効なPR方法や周知の方法について検討するとともに、市内事業者のニーズの把握に努め、ニーズがないようであれば予算の縮小について検討する必要がある。	商工振興課	大阪府開業資金融資制度に係る事業であるため、継続して実施していく。なお、本事業は、開業する事業者の支援のための補助金であり、融資実績に基づいた補給金であるため融資実行件数により執行状況は変わる。PRについては市のホームページやチラシを作成して実施している。 予算については最低限確保する必要があり今後、財源を地域経済活性化基金への振り替えを行ったうえで当面は現状を維持する。
19	実行計画管理シートの関連指標の目標値設定について [107・108ページ]	中小企業経営安定化支援事業の重要業績評価指標である地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数の平成31年度の目標値が465,400件に対して平成27年時点で実績件数が542,561件であり、既に目標値を大幅に超過している。目標値を、現状をふまえた数値に修正すべきである。	商工振興課	平成30年度の実績をふまえ、目標値を1,200,000件に修正した。
20		中小企業経営安定化支援事業の重要業績評価指標である地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数について、この指標だけでは実際にセミナー参加や経営相談につながっているかの捕捉が難しい。寝屋川市や東大阪市で成果指標として用いられている経営相談件数等も補助的な指標として用いれば、より有用である。		関連指標を見直し、地域活性化支援センターにおける経営相談の件数に変更した。
21		中小企業経営安定化支援事業の重要業績評価指標である地域活性化支援センターホームページ等のアクセス数は、地域活性化支援センターで行われている事業に関しては関連性があるが、市の直営事業である信用保証料補給に関していえば事業の成果とは直接的な関連性は希薄であるため、当事業についても有効な関連指標の設定が必要である。具体的には、東大阪市で利用されている制度利用者の満足度や、奈良市で利用されている制度利用件数が関連指標として考えられる。		制度利用件数は景気に大きく左右され指標には適さないため指標には設定せず、制度利用者へのアンケートにおける制度利用者の満足度をもって効果測定を図ることとした。

(5)創出支援事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
22	滞納されているインキュベートルーム利用料について [110ページ]	平成20年に利用されていたインキュベートルーム9号の利用料について、回収が困難であるのであれば徴収不能の処理を検討する必要がある。	商工振興課	平成20年度調定分の未収金であり当時はインキュベートルーム利用料が毎月後払いとなっていたため滞納額が膨らんだものと思われる。現在、利用料は前払いとなっており、利用料の滞納は発生していない。また、滞納案件については毎年、郵便・電話・訪問を行い督促してきたが、平成29年度7月時点で債務者が所在不明となっている。その後、手続きを怠っていたが、債務者が所在不明なことから、徴収停止の手続きを行った。令和元年度中に再度、滞納者の居所を探索し納付を働きかける。なお、居所不明などで回収の見込みが無いと判断した場合は、債権回収課所管の弁護士職員に相談の上、欠損の手続きをとることとした。
23		平成20年に利用されていたインキュベートルーム9号の利用料に係る事案について、滞納の状況に至った原因を分析し、今後の債権の調定・回収等の事務に教訓として活かす必要がある。		平成20年度調定分の未収金であり当時はインキュベートルーム利用料が毎月後払いとなっていたため滞納額が膨らんだものと思われる。指摘の前から利用料は前払いとしており、利用料の滞納は発生していない。
24	関連指標の数値の整合について [112ページ]	創業支援事業の重要業績評価指標として設定している市の創業支援を受けて創業した件数について、正しく実績値を集計し正確に記載することは、行政評価において適切にPDCAサイクルを回すための基本であり、今後同様のミスがないように担当課としてチェックの体制など内部統制に配慮した事務を行うべきである。	商工振興課	根拠となる資料を添付し、チェック体制の強化に努めた。

(6)枚方市産業活性化支援事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
25	枚方市新産業創出支援事業のその後のフォローについて [118ページ]	枚方市新産業創出支援事業補助金交付に係る効果の継続的な測定については、当該補助の目的とする事業の継続性の観点から、認定を受けた事業の状況について、補助を行った初年度だけではなく補助を行った初年度の成果発表会以後の成果についても適切に確認すべきである。	商工振興課	平成28年度補助金の交付を行った事業者(2件)及び平成29年度補助金の交付を行った事業者(2件)より最終報告を受け、本事業は終了した。
26	社会福祉法人への補助内容について [119ページ]	枚方市新産業創出支援事業について、枚方市新産業創出支援事業補助金交付要綱事務要領では、助成対象経費として、その他委託費(事業の一部を委託するもので、事業主体となる事業者単独では実施が困難な専門技術に係るものに限る)と定められている。しかしながら、ある社会福祉法人への補助対象は委託費のみで総事業費の全部を委託しており、当初監査人は、枚方市新産業創出支援事業補助金交付要綱事務要領上は、助成対象経費とはできないと考えられ、補助金の決定が不適切であると考えた。この疑念に対して最終的には問題なしとの結論に至ったが、当初監査人が抱いた疑問や疑念を今後外部に抱かせないようにするためには、実地調査や決算書の確認を適切に行った上で、法人の支出の実態を適切に把握するとともに、補助対象経費に該当する旨を明確に確かめた上で補助金の交付決定を行うことが必要である。	商工振興課	監査時には事業の見直しにより廃止することが決まっていたことから、平成29年度交付の補助事業の報告をもって本事業を廃止する。本補助金については、今後新たに補助金の交付決定は行わない。 なお、事業実施(2年目)の報告書の提出を求め、同法人より報告書が提出された。提出された報告書をもとに、同法人に聞き取り調査を行った。 今年度末にも事業実施(3年目)の報告書の提出を求め、同法人への調査を引き続き行う。

(7)枚方市商店街等活性化促進事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
27	公設市場の存在意義、現代的意義について [126ページ]	枚方市では、過去既に公設市場については廃止の方向性を打ち出しているとのことであるが、その点について担当課内あるいは担当者間で十分な引継ぎが行われておらず、過去打ち出された方向性について、棚上げされ、現状や施設の実態が共有されていない点は問題である。	商工振興課	公設市場の方向性については、課内で情報共有していたが、再度検討の結果、公設市場であるサンパークの建物の老朽化等が問題化していない現況では、公設市場の廃止について具体的なアクションを起こすタイミングではないと考える。公設市場はサンパークの1ヶ所が現存している。現在、建物の改修や設備の更新等時期が到来し順次対応しているが将来的に、建物自体の老朽化を迎えるにあたっては、公設市場の存在意義について検討することを課内で確認した。
28		現在公設市場の使用料の収入は同施設の維持費を上回っている状態であり、施設の廃止は遠くに買い物に出かけることのできない高齢者にとって影響が発生する懸があるものの、一方で計画的に公設市場を全て閉鎖あるいは民間運営に切り替え、現在は公設の市場のない市町村がある事実にも目を向けるべきである。これらのことを踏まえて、公設市場の現在における存在意義と存続の要否について検討する必要がある。		公設市場の方向性については、課内で情報共有していたが、再度検討の結果、公設市場であるサンパークの建物の老朽化等が問題化していない現況では、公設市場の廃止について具体的なアクションを起こすタイミングではないと考える。公設市場はサンパークの1ヶ所が現存している。現在、建物の改修や設備の更新等時期が到来し順次対応しているが将来的に、建物自体の老朽化を迎えるにあたっては、公設市場の存在意義について検討することを課内で確認した。
29	枚方市商店街等活性化促進事業に係る補助金の設計について [127ページ]	枚方市商店街等活性化促進事業について、オンリーワン商店街創造事業、販売促進事業の両者の区分は明確ではなく、2つの事業に係る補助金についてはその仕組みやあり方を見直すべきである。	商工振興課	平成30年3月30日 要綱改正により、販売促進事業の廃止が決まっており、平成30年度末をもって廃止した。
30	枚方市商店街等活性化促進事業に係る補助金の事務の効率性について [128ページ]	枚方市商店街等活性化促進事業における街路灯電気代補助事業に係る補助金の事務について、既に事業として終えている経費(電気料金)についての補助であることから、申請時、事業完了報告時に同じ添付書類を提出させ確認する実益がなく、事務の無駄である。事務の効率性を担保する方策を検討すべきである。	商工振興課	街路灯電気代補助事業については、申請期間を当該年度の1月から3月とし、補助金の交付決定と確定を同時に行うことで、申請者の負担を軽減するとともに事務の効率化を図ることとした。

31	枚方市商店街等活性化促進事業に係る補助金の事務の執行に関する不備を防止するための内部牽制機能の強化について [129ページ]	枚方市商店街等活性化促進事業について、毎月行われているイベントのアルバイト給与が補助対象経費とされているが、事業者はアルバイトから給与の領収書をまとめて一度だけ受領していた。100 千円前後の多額の金額であり、最初のイベントから最後のイベントまでは半年間の期間があることから、まとめて3月に給与を支給したとは考えにくい。本来担当課は補助金の支給先にまとめて領収書をもらうのではなく支給の都度もらうよう事業者に指導すべきであった。	商工振興課	申請者には3月に給与を支給したことを確認しており、指摘の事項については問題ないと考えている。
32		枚方市商店街等活性化促進事業について、決裁時には回議書を形式的に確認するのではなく、複数人によって事務の確認・検証を行うなど、補助金の事務の執行に関する不備を防止するための内部牽制機能の強化を図る必要がある。	商工振興課	事務執行に関しては、書類を複数人(担当係長を含め課に在籍する係長)で確認する体制に改めた。

(8)雇用対策・就労支援事業				
No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
33	雇用対策事業の委託料の見積りについて [132ページ]	雇用対策・就労支援事業として、枚方市・寝屋川市・交野市三市合同企業就職面接会を実施しており、当該面接会の運営、PR等の業務を枚方雇用開発協会に随意契約により委託している。就職説明会を開催する能力を有する民間の団体は他にも多く存在し、それら民間の団体のノウハウを利用する機会を逸しているのではないかとの疑問が残る。また、随意契約を行うにあたり、参考見積の徴収を行わずに毎年度同じ金額で委託契約を締結していることには問題がある。当該面接会の参加人数が過去と比べて大幅に減少している現状に鑑みても、同額での委託契約を継続することは、経済性の観点から問題がある。枚方市・寝屋川市・交野市の三市で共催している事業であることをふまえ、見積りの徴収・積算精査については他の市との協議を行い、随意契約についても他の2市及び関係団体との協議を行い、経済性の確保に努めるべきである。	商工振興課	共催している寝屋川市・交野市と協議し、令和元年度に見積りの徴収・積算の精査を行った。これまで随意契約により雇用開発協会へ委託していた三市合同企業就職面接会を令和2年度より廃止した。面接会については、雇用開発協会への負担金の範囲内で各市単位で実施するとともに、民間の団体へ委託する市内企業若者雇用推進事業の拡充を図った。
34	就労支援事業の委託先の選定について [135ページ]	雇用対策・就労支援事業として、随意契約によりある特定非営利活動法人と恒常的業務委託契約を結んでいる。当該業務委託は、①就労相談業務と②就労支援講座等開催業務の二つの業務から構成されている。平成29 年度は、②就労支援講座等開催業務による講座は9講座が開催されており、そのうち北大阪商工会議所と連携して実施した就労支援講座以外の講座はすべて再委託されており、随意契約理由にそぐわない。また、当該事業の委託仕様書には、①就労相談業務のコーディネーターを週4日以上地域就労センターに配置する旨規定されており、当該コーディネーターは、当該特定非営利活動法人にて雇用することとされており、実質的に他の団体が受託できない仕様となっている。 なお、就職困難者や障がい者の就労支援についての課題に取り組む福祉部では、民間の事業者やその他の一般社団法人に対して委託を行っており、特定の相手方に絞ることなく間口を広げて委託先の選定を行っている。これらをふまえ、産業文化部でも本就労支援事業の委託先の選定方法を改めるべきである。	商工振興課	本事業は、単なるコーディネート事業ではなく、障害者、母子家庭の母親、父子家庭の父親、若年者・中高年齢者等の働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因のために就労できない人を対象に就労支援事業を展開するものである。これらの対象となる方々は、様々な人権課題を包含しており、多様かつ深刻な人権課題も含めた総合的な相談に対応するためには、人権の観点からのアプローチが不可欠である。

35	委託料の前払いの妥当性について [135・136ページ]	雇用対策・就労支援事業として実施する地域就労支援事業の委託料の前払いについて、前払いは担保がない支出形態であることから、限定的にその支出を認めるべきである。本件前払いの根拠は地方自治法にあることから、そもそも前払いとすることについて回議書において地方自治法第232 条の5第2項の規定をその根拠とすることが明示されておらず、契約により所与とするものとして前払いとする必要性について十分に議論されていない。	商工振興課	委託料の前払いについては、地方自治法を根拠に今年度から決裁に明記した。 なお検討した結果、同協会は特定非営利活動法人であり営利事業を行っていない団体であり独自の収益事業を行っておらず委託料の支払を完了払いにすると運営上支障をきたす可能性がある事から同法人の財政状況や資金計画等を確認しながらできる限り前払金の割合を抑制し、事業完了後の支出へシフトすることとする。
36		雇用対策・就労支援事業として実施する地域就労支援事業の委託料の前払いに関して、そもそも前払いとして適格かどうか疑念があることから、担当課は、改めて支出にあたってその根拠を明らかにするとともに、支出の形態として前払いがふさわしいか、検討すべきである。	商工振興課	委託料の前払いについては、地方自治法を根拠に今年度から決裁に明記した。 なお検討した結果、同協会は特定非営利活動法人であり営利事業を行っていない団体であり独自の収益事業を行っておらず委託料の支払を完了払いにすると運営上支障をきたす可能性がある事から同法人の財政状況や資金計画等を確認しながらできる限り前払金の割合を抑制し、事業完了後の支出へシフトすることとする。

(10) 枚方市駅周辺賑わい創出事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
37	審査基準の確認資料について [140ページ]	枚方市駅周辺賑わい創出事業の実施に係る決裁に関して、たとえ毎年度行われているイベントであっても、実行委員会のメンバーが変わっている可能性があるため、申請の都度確認が必要である。また、口頭で確認している場合も、文書に確認した旨を残しておかなければならない。	ひらかた賑わい課	平成31年度4月から受け付けた案件については収受の際TODOリストに確認した旨を記録することとした。
38	関連指標について [142ページ]	枚方市駅周辺賑わい創出事業は、枚方市駅周辺のにぎわい創出を目的として、岡東中央公園(にぎわい広場)で開催される各種イベント等を支援する事業であり、枚方市駅周辺の広場におけるイベント参加者数を事業の効果を計る重要業績評価指標としている。平成29 年度の実行計画管理シートにおいては、平成31 年度の目標値145,000 人としているのに対して、平成27 年度時点で既に167,620 人となっており、上方修正した目標値の設定が必要である。	ひらかた賑わい課	実行計画管理シート「枚方市駅周辺にぎわい創出事業」の「枚方市駅周辺の広場におけるイベント参加者数」の令和元年度の目標値を200,000 人に変更した。
39		枚方市駅周辺賑わい創出事業の効果を計る重要業績評価指標に関連して、指標としては、担当課としても新規団体の取り入れが課題であると認識していることから、新規に参加した団体数も関連指標として適切であるとする。	ひらかた賑わい課	実行計画管理シート「枚方市駅周辺にぎわい創出事業」の関連指標に「にぎわい空間創出事業新規団体数」を追加した。

(11)観光資源発信事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
40	委託先に対する補助事業と委託事業について [146ページ]	観光資源発信事業として実施する枚方市駅観光拠点事業委託について、委託先の団体に対する支出には、ひらかた観光ステーションの運営に関する枚方市駅観光拠点事業委託料のほか、本部事務局人件費の助成目的の文化観光協会活動補助金がある。本部事務局人件費に対する補助金である文化観光協会活動補助金だけでなく、枚方市駅観光拠点事業委託料についても、人件費が主な費用となっており、委託料で賄うべきところを、補助金で補っていないか等の確認が必要である。そのため、委託先の団体においてこれら2つの事業を明確に切り離して執行できているか、確認する必要がある。	産業文化政策課	委託料人件費と補助金人件費それぞれの職員における勤務状況を、出勤簿、日報等で確認した。今後も引き続き同様の方法で、2つの事業を明確に切り離して執行できているか、モニタリングを行っていく。
41	受領資料の不整合について [149ページ]	観光資源発信事業に関して、枚方市の文化観光事業の振興を図り、もって枚方市の市民文化及び経済の発展に資することを目的として設立された特定非営利活動法人に対して、文化観光の振興、育成、宣伝等の事業全般に関わる当該法人の人件費の補助を目的とした補助金を交付しているが、当該特定非営利活動法人から受領している文化観光協会活動補助金の資料に不整合と認められる点が見られた。資料に不整合があるまま、補助金の交付申請に必要な予算資料を受領していることは問題であり、積算の前提が異なっていることにより事務が不明瞭かつ煩雑となる可能性があることから、適切に改善の指導を行うべきである。	産業文化政策課	補助金交付決定額に問題はないことを確認したが、今後は適正な書類を提出するよう改善の指導を行った。また、今後は適正な書類が提出されているか十分に確認するよう課内でも改めて周知を行った。
42		文化観光協会活動補助金の交付申請に必要な予算資料に関連して、担当課は予算との相違の確認のため各職員の予定出勤日数の確認を行っており、出勤日数には相違がみられなかったもので問題なしと判断しているが、確認の証跡を残していない。出勤簿等で実績を確認する際、確認した証跡を残すべきであるし、予算と実績の内訳に差異がみられたときは、実績ベースで内容を確認し証跡を残す方法を採用等の確認を徹底することが必要である。	産業文化政策課	各職員の予定出勤日数の確認を行う際に、月次報告に合わせて書類の写しを取る方法で証跡を残した。今後も引き続き同様の方法で、証跡を残していく。

5. 環境部

(2)空き家・空き地対策推進事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
43	相談案件の管理方法及び記録票の管理について [171ページ]	空き家・空き地対策推進事業に関して、空き家・空き地に関する相談案件は内容に応じて各課で管理している。担当者間で月1回程度相談案件の情報共有会議を開催しているとのことであるが、相談件数の正確な把握及び情報の活用のために、一覧表等のデータで漏れなく情報を一元管理する仕組みが必要である。	環境保全課 景観住宅整備課 建築安全課	月1回の関係3課による共有会議と合せて、これまでも、関係課共有のフォルダ内の一覧表(エクセルデータ)で空き家に関する相談案件の情報を共有しているが、相談を受けたそれぞれの課で重複して一覧表に入力するなどの事例があったことから、重複を防止し一元管理するためにマニュアルを作成し、入力のルール化を行った。
44		空き家・空き地に関する相談に係る記録票に関して、記録票及び一覧表における相談案件ごとの顛末については、何をどこまで記載するか担当者の判断に任されているが、記録票に記載すべき項目や顛末を漏れなく、かつ、わかりやすく記載することができるよう、記録票や一覧表を工夫することが有用である。	環境保全課	相談記録を作成している「職務の執行に対する意見、要望等記録票」の各記載欄における記載すべき事項を明確にするため、記録票入力マニュアルを作成し、担当者によって、ばらつきが起こらないための入力のルール化を行った。
45	相談案件への対応方法について [171ページ]	空き家・空き地対策推進事業に関して、総合相談窓口で受付けた案件に対する対応方法については、「空家等に関する相談への対応フロー(概要)」があるのみで、明確なマニュアルはなく、その都度担当者が相談案件の近隣への影響度合い等を勘案して対応方針を立て、決裁を受けている。そのため、1回の対応で改善しない継続指導案件について、その後の対応期間にばらつきが見られ、例えば雨水が隣家に入ってくる案件及びアンテナが外れて相談者の家の屋根に乗っている案件は半年以上その後の対応をしていないが、空き家の樹木が公共道路側に越境している案件は概ね半年ごとに対応されていた。一律の対応を確実に行之、再対応の時期を逸することのないよう、また、担当者の判断業務の煩雑さを解消するために、対応マニュアルを策定すべきである。なお、対応マニュアルでは、相談内容の客観的な分類基準、分類に応じた対応策、解決したかどうかの判断基準及び一度の対応で解決しない場合の分類に応じたその後の対応方法等について定めるべきである。	環境保全課	管理不良空き家等への対応については、管理状態だけでなく、周辺に与える影響などにより対応が異なるため、すべての案件を網羅することは困難であるが、これまで経験した事例を踏まえ、標準的な相談内容の分類基準やその対応策(期間、手法を含めた基準)を盛り込んだ対応マニュアルを作成した。
46	重要業績評価指標について [172ページ]	空き家・空き地対策推進事業に関して、今後の人口減少から空き家率の上昇そのものは避けられないため、重要業績評価指標である空き家率の指標の目標は「上昇の抑制」と設定されているが、具体性がなく、何をもって目標が達成されたか判断できない。例えば、全国平均と比較した目標を設置するなど、どの程度上昇を抑制するのか具体的な目標を定めておくべきである。	景観住宅整備課	令和4年1月に策定した第2次枚方市空家等対策計画に、管理指標の設定として、空き家率及び、管理不良空き家の増加抑制それぞれの方向性を示している。 前回の住宅・土地統計調査(平成30年度)の空き家率(12.4%)からの上昇の抑制を図るよう目標を定めた。

6. 都市整備部

(2)住宅・建築物耐震化促進補助事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
47	耐震化補助の申請に係る必要書類及び現地調査について [181ページ]	住宅・建築物耐震化促進補助事業に関して、耐震改修設計や工事については、補助の申請にあたり、事前相談の段階で建築基準法の違反がないかどうかを確かめるため、市の職員が現地調査を行っている(平成30年度版 木造住宅耐震化補助制度(パンフレット))。現地調査については、指摘の要否の結論と実施日のみを申請ごとに記載したエクセルデータの一覧があり、当該一覧でのみで管理しているが、どのような観点から現地調査が実施され、指摘の要否について結論を下したのか明確ではない。現地調査を実施したのであれば、現地調査を実施した担当者がチェックリスト等を利用して、いかなる観点から現地調査がなされたのか検証できるようにするとともに、当該書類を保管すべきである。	建築安全課	平成31年4月からチェックリストを使用し現地調査を行い、書類を保管することとした。
48	耐震改修工事補助金に係る賃貸の取り扱いについて [182ページ]	住宅・建築物耐震化促進補助事業に関して、枚方市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第4条第1項では、当該補助金の交付の対象となる者は「補助対象木造住宅又は補助対象木造住宅の部分を所有する個人」とされている。また、同条第2項において、交付の対象となる木造住宅は「現に居住し、又は居住しようとしているものであること。」とされている。本件耐震改修工事補助金よりも新しく創設された耐震改修設計補助金に係る枚方市木造住宅耐震改修設計補助金交付要綱では、第4条第2項において補助金の対象となる木造住宅は、「賃貸されていないものであること。」との定めがなされている。しかしながら、本件耐震改修工事補助金交付要綱においては、同条項に相当する定めはなく、賃貸物件について明示的には除外されていない。 平成29年度の本件耐震改修工事補助金交付申請書綴りを閲覧し内容を検討したところ、平成29年4月17日に同一の個人が、複数の住宅について補助金の申請を行い、交付がなされていた。これは、賃貸物件について明示的には除外されていないとはいえ、枚方市木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第4条の規定の趣旨に反していると考える。担当課においても取扱いに明確な方針がないのが現状であるため、枚方市として賃貸物件にも補助をするのか、あるいは賃貸物件を補助の対象としないのかどうかを検討するとともに、当該検討結果を要綱で明確に定める必要がある。	建築安全課	賃貸物件であっても、耐震性の確保は必要であるという観点から、賃貸物件も補助対象とすることとし、枚方市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱を改正し明記した。
49		枚方市木造住宅耐震改修工事補助金の交付の要件の一つに「現に居住し、又は居住しようとしているものであること。」があるが、その要件の確認は口頭でのみ行われているとのことで、居住者あるいは居住予定者を書面で提出させたり、口頭で確認した結果を書面に残すことをしていない。補助金の交付にあたって要件を充足していたかどうかは事後でも確認ができるよう、必ず書面で残すべきである。	建築安全課	居住予定については申請書の備考欄にその旨を申請者が記入する運用を開始し、枚方市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱事務要領及び様式を改正した。
50		枚方市木造住宅耐震改修工事補助金の交付の要件として「現に居住し、又は居住しようとしているものであること。」としている以上、「現に居住し、又は居住しようとしているものであること。」という要件が、補助金の交付の審査の一時点で充足されているだけでなく、その後の一定期間においても継続的に充足され、継続して住居として活用されていることの確認を行う必要性についても、担当課として検討することが望ましい。	建築安全課	一定期間居住していること等の条件付けについて枚方市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱事務要領及び様式を改正した。

7. 土木部

(2)道路施設維持管理事業及び主要道路修繕事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
51	受付日時が古い道路補修の申請について [196ページ]	平成29年度の道路施設補修伝票のうち、一部の伝票について、本件補修は、申請者である地域の自治会長が当初、平成15年に私道舗装工事の申請をしたが、詳細ないきさつは現在となっては確認できないものの、結果として当時は道路の補修がなされず、平成29年度になって初めて古い私道舗装工事申請に基づいた舗装工事を行ったものである。私道について舗装工事を申請する場合、「枚方市私道整備工事実施要綱」に基づいて、私道又は排水施設の権利者及び私道の沿道住民の同意を得て、当該整備工事に関する一切の権限について委任を受けるとともに、それを証する書類等を添えて市長に申請を行う必要がある。しかし、当該道路施設補修伝票の調査内容欄は「H15年度受付分」とのみ記載がされており、当年度に新たに申請を受け付けることなく舗装補修を行っている。本件のような場合、本来は新たに私道舗装工事申請を受け、当該申請に基づいて処理すべきである。	みち・みどり室	自治会長が持参した書類における添付資料と、現状の地域住民に変動がないことが、現地調査等により確認できたことから、住民負担を勘案し、新たに申請書類を得ることなく、事務処理を行ったものである。 今後は、申請当時と状況が変動があると思われる場合においては、新たに申請書類を得よう事務を改善した。
52	小規模修繕の見積・受注状況について [196ページ]	道路施設維持管理事業に関して、契約課では小規模修繕業者毎に見積り実施の状況をエクセルで管理し、発注実績に偏りがないかどうかを確かめるとともに、偏りがある場合には口頭で注意を促しているとのことであった。業者の得手不得手、地理的な条件及び規模等によって結果的に偏りが生じることは考えられるものの、契約課において、偏りのある課に対し口頭の指摘のみに留めていることは制度の趣旨から十分であるとはいえない。契約課において偏りの有無を確認しているのであるから、偏りがある課に対しては文書で指摘をするとともに、発注した課に対し文書で回答を求めるべきである。	契約課	令和2年7月に、業種毎の業者別で実績が集計されるよう様式を見直した上で、事務の効率化を図るため、自動計算が可能なシートを作成した。現在、集計結果を用いて、発注実績に偏りのある部署があれば文書により指摘を行い、回答を求める運用を行っている。
53		業者間の公平性の観点、見積・受注の状況を適切に管理する観点から、小規模修繕業者ごとに見積りの実施の状況を管理しているエクセルにおいて見積書の提出の依頼を行った状況も管理できるよう様式を改めるべきである。	契約課	以前の様式は見積書の提出回数のみで、見積書の提出の依頼を行い、辞退した業者は含まれていなかった。平成31年度より新たに依頼(連絡)回数を記入する欄を追加し、見積書の提出の依頼を行った状況も管理できるように改めた。
54		2つの工事区分に登録されている業者について、それぞれの工事区分別に適切に実績が集計されるように小規模修繕業者ごとに見積りの実施の状況を管理しているエクセル等の仕組みを改めるとともに、適切に運用するように偏りのある課に十分に周知する必要がある。	契約課	令和2年7月に、業種毎の業者別で実績が集計されるよう様式を見直した上で、事務の効率化を図るため、自動計算が可能なシートを作成した。現在、集計結果を用いて、発注実績に偏りのある部署があれば文書により指摘を行い、回答を求める運用を行っている。

(3)自転車通行空間・歩行空間整備事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
55	重要業績評価指標の目標値について [201ページ]	自転車通行空間・歩行空間整備事業に関して、歩行空間整備事業では重要業績評価指標として歩道の設置延長距離が選定されており、目標値が116km とされている。しかしながら平成28 年度の段階で116km の延長済み(従前から延長工事は実施)であり、平成31年度に達成すべき目標として当該値を掲げ続けるべきではない。そのため、新たな目標値の設定を行うべきである。	道路河川整備課	新たな目標値を設定するため、評価指標を「歩道の設置延長距離(km)」から「歩道の新設拡幅整備率(%)」とし、R7年度の整備目標延長を1,490mと設定した。
56		自転車通行空間・歩行空間整備事業に関して、歩行者における重要業績評価指標として事故件数(車両)、自転車については自転車の事故件数を関連指標として設定している。しかし、いずれも目標値の設定が行われていない。目標値についてヒアリングを実施した結果、件数については目標値の設定が困難とのことであった。しかし、基準時(計画の策定時)からの減少率等であれば目標値を設定することが可能であることから、適切な目標値を設定すべきである。	交通対策課	実行計画管理シートにおける重要業績評価指標において、交通事故件数は社会的な指標であり、当該事業のみで効果が確認できるものではないため、件数については目標値の設定はできない。 今後は、指標の実施(評価)のコメント欄において、「本事業を進めることで、前年比での事故件数(車両)の減少を目指す」にて対応する。

(6)交通安全啓発事業

No.	項 目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応
57	事業の定量的な目標値について [206ページ]	交通安全啓発事業に関して、実行計画管理シートにおける重要業績評価指標として、交通事故件数(歩行者・自転車)が挙げられているが、目標値は定められていない。定量的な設定が難しい場合であっても、望ましい方向性(例えば事故の場合は少ないほど良い)は存在することから、例えば「前年比で減少」などとするなど達成の可否を判断できるかたちにすべきである。	交通対策課	実行計画管理シートにおける重要業績評価指標において、交通事故件数は社会的な指標であり、当該事業のみで効果が確認できるものではないため、件数については目標値の設定はできない。 今後は、指標の実施(評価)のコメント欄において、「本事業を進めることで、前年比での事故件数(歩行者・自転車)の減少を目指す」にて対応する。